

## 4 林野火災

林野火災は、ひとたび発生すると地形・気象・水利条件などにより消火活動が困難になることが多く、大きな被害をもたらすことが少なくありません。

北海道の林野火災対策は、北海道地域防災計画に基づき実施されていますが、貴重なみどりの資源でもある森林を守るために、各市町村の林野火災予消防対策協議会と密接な連携のもとに、山火事予防意識の啓発や消火資機材の配付など、予消防対策を積極的に推進しています。



林野火災発生状況(5カ年)

(十勝総合振興局管内)

区分 年別	原因別出火件数														被害内容		
	造林地拵	開墾準備	害虫駆除	焼畑	採草改良	たばこ・マッチ	たき火	火遊び	ごみ焼	林業機械	落雷	その他	不明	合計	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	
令和2年									3					4	7	15.93	19,051
平成31年 (令和元年)									1					2	3	7.33	0
平成30年	1				1				1				1	3	7	33.02	4,339
平成29年									1						1	0.04	0
平成28年			1			1							1	3	12.72	0	



## 5 林業・木材産業

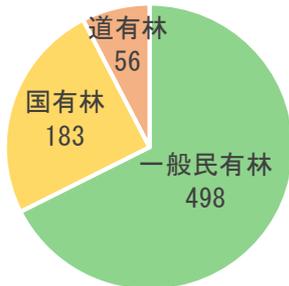
### (1) 生産活動

#### ① 素材生産

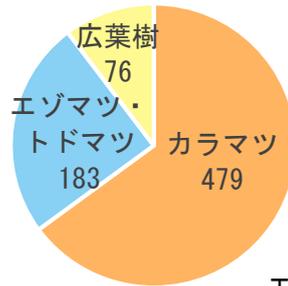
十勝地域では、全道の4分の1の蓄積を誇る充実したカラマツ人工林を中心として、素材（丸太）の生産が活発に行われています。

令和元年度の素材生産量（立木から生産された丸太の量）は約74万m<sup>3</sup>で、約7割が一般民有林からの生産となっています。樹種別では、カラマツが全体の約7割を占めています。

所管別の素材生産量（千m<sup>3</sup>）



樹種別の素材生産量（千m<sup>3</sup>）



#### ② 木材加工

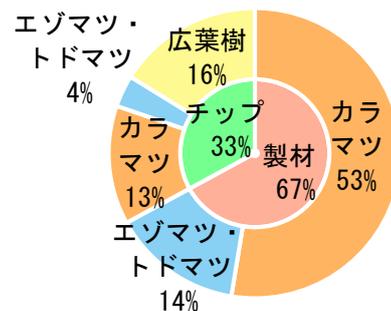
十勝地域は、製材工場及びチップ工場を中心とした木材加工工場の全道有数の集積地となっており、特にカラマツ製材の生産量は全道の約3割を占めています。

管内の木材加工工場における令和元年度の原木消費量（工場で加工した丸太の量）は約63万m<sup>3</sup>となっており、製材用が全体の約7割を占めています。樹種別ではカラマツが全体の約7割を占めています。

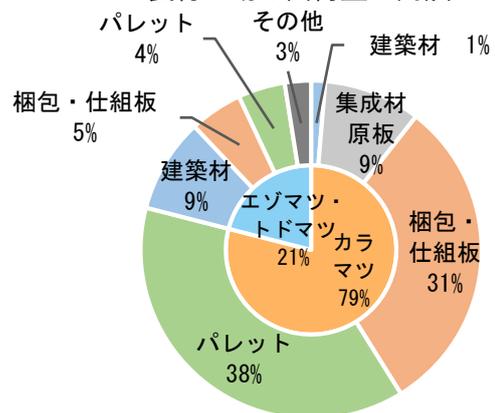
製材工場は令和元年度末で21工場が稼働しており、約43万m<sup>3</sup>の丸太から約19万m<sup>3</sup>の製材を生産しています。ほぼ全量が針葉樹を原料としており、出荷される製品は、カラマツはパレットや梱包材といった産業用資材、エゾマツ・トドマツは建築材が主となっています。

チップ工場は令和元年度末で27工場が稼働しており、約37万m<sup>3</sup>のチップを生産しています。このうち、約17万m<sup>3</sup>は丸太からではなく、製材工場の副産物として出される背板から生産されています。樹種別では、カラマツを原料としたチップが全体の約6割を占めているほか、約3割は広葉樹を原料としています。

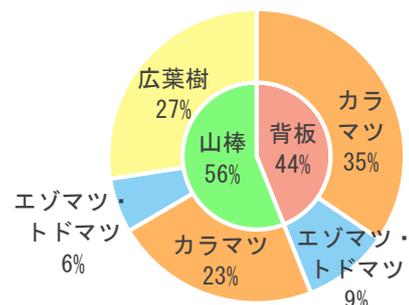
木材加工工場の原木消費量



製材工場の出荷量の内訳



チップ工場の原料の内訳



### ③ 特用林産

管内の特用林産物は、生しいたけを中心としたきのこ類が生産されているほか、木炭が生産されています。

品目	きのこ		木炭
	乾しいたけ	生しいたけ	
生産量(t)	1.2	144	317

## (2) 管内の林業・木材産業の振興に向けた地域の取組

### ① 住宅分野での利用の促進

管内で生産される素材（丸太）の大半を占めるカラマツは、強度が高い一方、乾燥の際の捻れや割れなどが発生しやすい性質があることから、従来は建築用材に不向きとされ、主に産業用資材（製材）として多くが道外に出荷されてきました。

そのような中、地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場が開発した新しい乾燥技術を使用することにより、このような欠点を防止した建築用構造材「コアドライ®」の生産が管内で始められているほか、地域の工務店、設計事務所、木材加工工場及び林業関係者など幅広い関係者により、十勝産のカラマツ材を地域の住宅建築に利用することに関する一般消費者向けの普及啓発活動が行われるなど、住宅分野でのカラマツの利用の促進に向けた取組が進められています。

### ② SGEC認証の普及

森林認証とは、持続可能性などに配慮した森林経営に由来する木材に対する消費者の選択的な購買を促すことにより、持続可能な森林経営を実現することを目指す仕組みであり、現在、世界中で複数の認証制度が運用されています。



十勝管内では、一般社団法人緑の循環認証会議が管理運営するSGEC認証制度の地域一体での取得を目指し、「とち森林認証協議会」が平成27年4月に発足し、平成28年3月にSGEC認証を取得しました。令和3年3月末時点で、協議会の構成員が所有する13万haの森林についてSGEC認証を取得しています。また、道では、協議会の取組が地域全体に波及するよう、管内の道有林4万5千haについて、平成27年12月にSGEC認証を取得しています。

これらの動きにより、十勝管内のSGEC認証森林の面積は、管内の民有林の約7割に相当する19万8千haとなり、これらの森林からのSGEC認証材の生産が行われています。

森林認証材の普及と需要拡大のため、十勝大雪森林組合が音更町の事務所整備に道内で初めてプロジェクト認証を取得、西十勝森林組合も新得町の新事務所建築にプロジェクト認証を取得し、道内で2例目となりました。

プロジェクト認証は、建築など特定のプロジェクトで使用される原材料がSGEC認証材であることを証明することにより、認証材の利用をPRする制度です。

### ③ 木質バイオマスの活用

十勝管内では、木材加工工場が発生するおが粉やバーク（樹皮）などが家畜敷料、長芋やゆり根の緩衝材、キノコ菌床などの農業分野で利用されているほか、5箇所の木質ペレット生産施設の原料としても使用されています。

## 6 流域森林・林業活性化への取組

### (1) 森林の流域管理システムについての概要

森林の流域管理システムとは、森林を管理する上で合理的な地域の広がりである流域（全国158流域、全道13流域）を基本単位として流域内の市町村、森林・林業・木材産業関係者等の多様な関係者の協議・合意の下に、その流域の特性に応じた、民有林・国有林を通じた適切な森林整備と林業等の活性化を図るものです。

平成3年度改正の森林法で森林の流域管理システムが林政の柱として位置づけられ、推進体制整備のため十勝流域森林・林業活性化センターが設立、「十勝流域林業活性化基本方針」を策定し活動を開始しました。更に、森林・林業・木材産業の活性化に向けての重点的取組方向・具体的取組・年度別事業計画をとりまとめた「十勝流域森林・林業活性化実施計画書」を策定し、流域活性化に向けた取組を行っています。

### (2) 主な取組

十勝流域森林・林業活性化センターでは、組織内に、「十勝流域森林・林業活性化協議会」、「十勝緑化推進委員会」、「林業・木材産業対策協議会十勝地区推進委員会」を設置し、それぞれ流域活性化に向けた取組を行っています。

#### 十勝流域森林・林業活性化センター事業



林業体験活動事業（R2.10.8 鹿追町）

## Ⅱ 林業経営と担い手

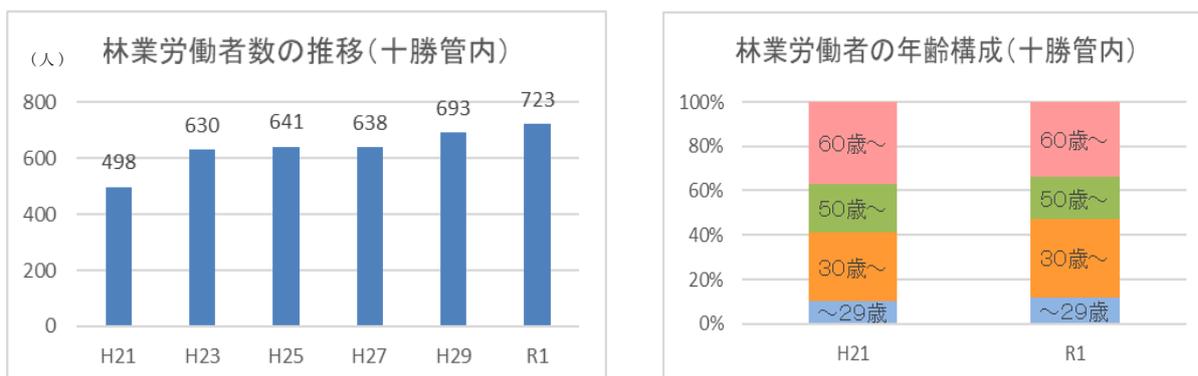
### 1 林業労働者

#### (1) 林業労働者の現状

道内では林業労働者数の減少と高齢化が長期にわたって続いていましたが、労働者数は平成17年度を底に増加しており、近年は若年層の割合が増加しています。

管内でも労働者数は増加傾向にあり、年齢構成は、49歳以下の割合が10年間で6%増加していますが、60歳以上の割合は依然として高い水準にあります。

持続的な森林整備を進めるため、新たな担い手の育成・確保を図ることが重要となっています。



(「林業労働実態調査」より)

#### (2) 林業労働災害

林業は森林を守り・育てる重要な産業です。しかし、その労働現場では、伐倒作業における事故や、チェーンソーや刈払機などによる「切れ、こすれ」型事故が多く発生し、他産業に比べ労働災害の発生率は高く推移しています。

そのため、林業の担い手となる労働者の安全で安心な職場環境の整備が強く求められており、高性能林業機械の導入促進や、作業員の安全ズボン・作業用防護用具の普及促進などの安全衛生対策が推進されています。



## 2 森林組合

森林組合は、地域の森林所有者が組合員となって、林業経営を効率よく進めるために組織している協同組合です。

管内19市町村には12の森林組合があり、組合員のために、植林や下刈、除伐や間伐などの山づくりから丸太の生産・販売を行っているほか、木材加工施設を有し、製材やチップなどを生産している組合もあり、山村地域の雇用の場としての役割も担っています。



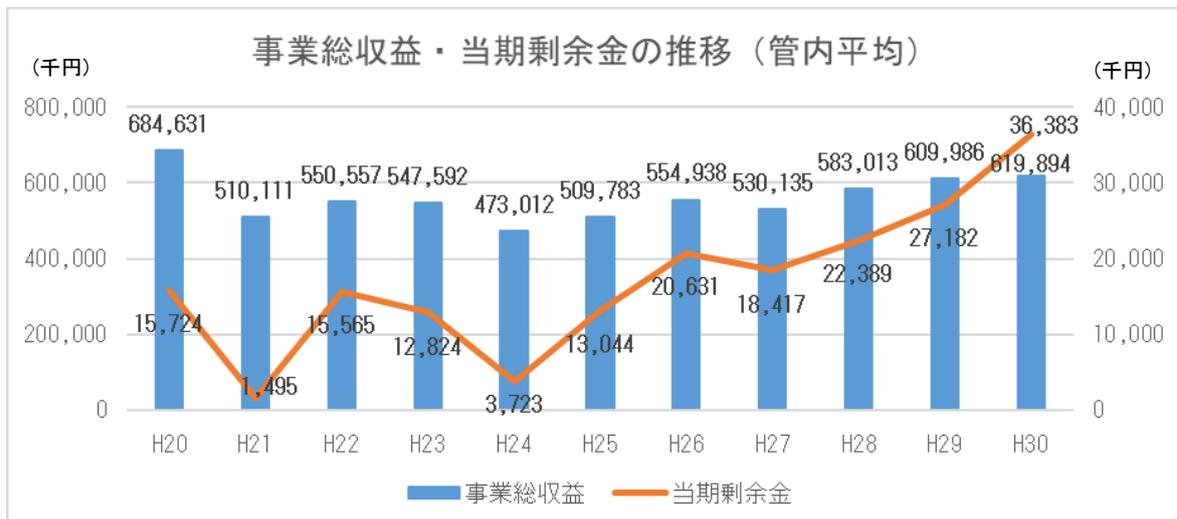
表 森林組合の経営基盤(H30)

区分	経営基盤							執行体制(人)	
	森林面積(ha)			組合員数(人)				常勤 理事	専従 職員
	地区内 民有林	組合加入	加入率 (%)	正組合員	准組合員	合計	うち道外 居住者		
管内	229,762	173,622	75.6	6,035	204	6,239	248	12	106
全道	1,864,147	1,004,166	53.9	38,039	938	38,977	2,069	55	565

表 森林組合の事業量(H30)

区分	販売部門(m3)		加工部門(m3)		購買部門(千本)		森林整備部門(ha)	
	販売	林産	製材品	チップ	購買苗木	養苗苗木	新植	保育
管内	114,977	237,736	47,222	181,981	1,990	262	1,335	6,663
全道	660,583	755,551	168,503	423,465	11,174	636	6,964	38,441

出典：森林組合現況調査一覧(平成30年度版)



### Ⅲ 公益的機能の維持増進

#### 1 林地の適正な開発

##### (1) 林地開発許可制度の役割

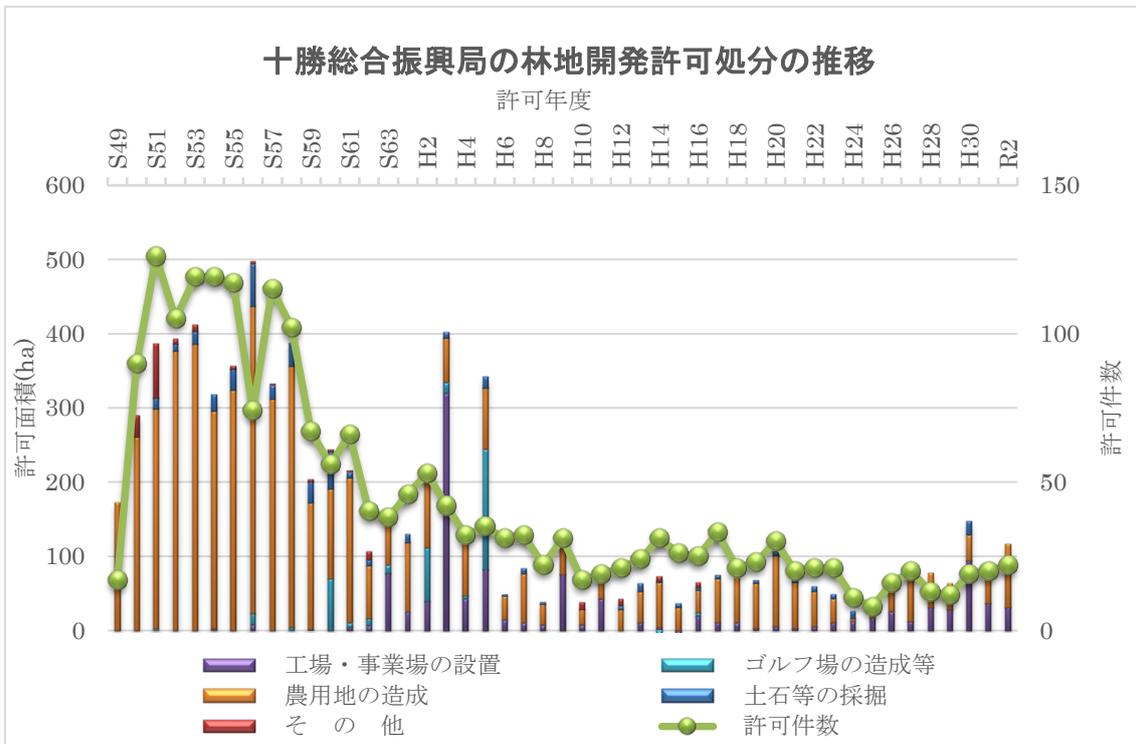
森林の無秩序な開発を防止し、林地の適正な利用を確保して森林の持つ公益的機能を維持するため、森林法の中に林地開発許可制度があります。この制度では、1haを超える森林を開発しようとする者は知事の許可を受けなければなりません。許可の基準としては、開発行為により災害や水害が発生しないこと、森林が持っている水源をかん養する働きや開発地周辺の環境に著しい影響を与えないことなどが定められています。



事業場の設置(建設機械の試験場)  
【浦幌町】

##### (2) 林地開発の現状

林地開発制度が創設された昭和49年から令和2年度までの許可状況をみると、件数2,048件、面積7,510haの開発が行われております。年度によって増減がありますが、平成6年頃から横ばい傾向にあり、近年は農用地の造成が主なものとなっております。



【資料：令和3年3月31日現在 林地開発許可事務実施状況(~R2)】

## 2 保安林

### (1) 保安林の機能と役割

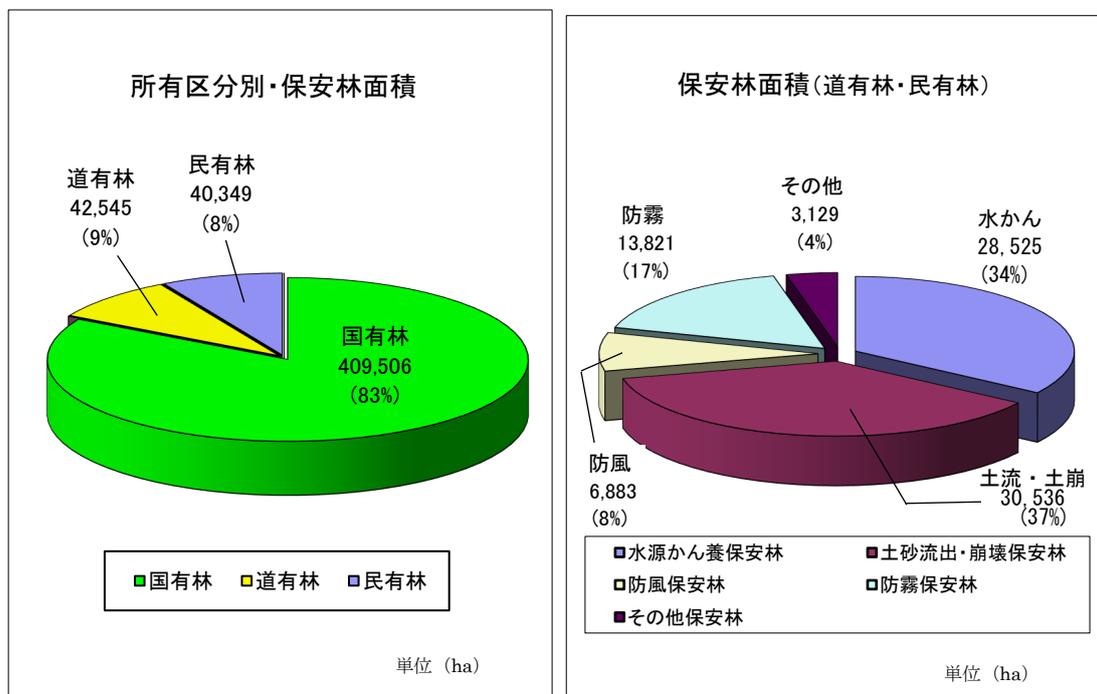
森林は、木材生産の場だけでなく、国土の保全、水資源のかん養、生活環境の保全、森林レクリエーションの場の提供などの公益的機能を持っており、近年、このような機能に対する関心はますます高まりを見せています。森林法では、公益的機能を発揮させる必要のある森林をその目的に応じ 17 種類の保安林に指定し、適切な施業によって保全機能を確保します。



防風保安林【更別村】

### (2) 保安林の現状

管内の保安林は、北部の山地には主として水源かん養保安林、日高山脈周辺には土砂流出防備保安林、内陸平坦部には防風保安林、太平洋沿岸には防霧保安林、国道、道道などの急傾斜地には土砂崩壊防備保安林が配備されています。



(資料：令和3年3月31日現在 保安林情報処理システム)

### 3 治山

山地治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、水資源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る国土保全政策の一つです。

十勝管内は、広大な十勝平野を潤す大小200あまりの中小河川が十勝川へ注ぎ、内陸丘陵地帯の急傾斜面が多いことから、少ない降水量で浸食崩壊が発生しやすい地質となっています。

さらに近年は、100年に1度と言われるような局所的集中豪雨が多発傾向にあることから、流域における事前防災・減災に向けた「緑の国土強靱化」を推進するとともに、山地災害からの復旧対策はもとより、予防対策や森林の維持造成についても意識しながら計画を樹立し、安全で安心してくらす国土づくり、豊かな水を育む森林づくり、身近な自然の再生等、多様で豊かな環境づくりを目的として、地域森林計画に基づき効率的かつ緊急性の高いものから実施しています。

また、治山施設整備と併せて、地球温暖化防止対策に向けた低炭素社会の構築や、水資源の確保など、社会情勢の変化に適応した森林の持つ多面的機能の高度発揮、機能の低下した保安林の整備やインフラの長寿命対策などのほか、山地防災情報整備などのソフト対策にも取り組んでいます。



広尾郡広尾町字野塚



足寄郡足寄町字稲牛



十勝郡浦幌町字円山